

平成21（2009）年4月13日

認定特定計量証明事業者各位

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

土壤のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（平成21年3月）の
MLAPにおける取扱について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より私どもの認定業務に多大なご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。

このたび、環境省により土壤のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（以下「土壤簡易測定法」という。）が平成21年3月付けで制定されました。同測定法を特定計量証明事業者認定制度（MLAP）において公定法として扱うかどうかは計量法を所管する経済産業省によって定められることですが、今のところ特段の情報はなく今後の予定も不明です。そのため、MLAPにおける計量の方法（公定法）の取扱については当面引き続き下記のようにご理解下さるようお願いいたします。

記

現在、特定計量証明事業者認定制度（MLAP）においては「認定申請時における「認定区分」の運用について（平成16年3月31日、経済産業省産業技術環境局知的基盤課）」http://www.iajapan.nite.go.jp/mlap/pdf/dojo_smm-manual.pdf により、以下のように認定小区分（媒体）ごとに計量の方法（公定法）が定められております。従って、これら以外の計量の方法は例え公的なものであっても認定の対象とはならず、それらを計量の方法とする計量証明はできません。

表 認定の区分

認定の区分		計量の方法（根拠規定等）
大区分	小区分（媒体）	
大気	環境大気	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル
	排ガス	J I S K 0 3 1 1
水又は土壤	環境水	J I S K 0 3 1 2
	排水	
	土壤	ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル
	底質	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル

以上
敬具

（問い合わせ先）

独立行政法人 製品評価技術基盤機構認定センター
計量認定課 特定計量証明事業者認定業務室（MLAP 室）

TEL：03-3481-1633

FAX：03-3481-1937

E-Mail：mlap@nite.go.jp